

# 非営利法人の消費税の計算（2014年改訂）

[有限会社シンシステムデザイン](#)

らくらく会計では、更新日が2014年4月22日より、8%に対応した消費税計算が出来るようになりました。ただし、計算処理や出力資料などにおいて今後いくらかの調整があることをご承知ください。

具体的な運用に当たっては税理士さんにご相談ください。

## 1 消費税の改正に伴う対応

らくらく会計では、2014年3月31日までは5%、2014年4月1日以降の仕訳については、8%で計算するようにしました。

会計期首が4月1日の会計では今までの運用で基本的には問題ありませんが、**例えば会計期首が9月1日の場合は、今回に限り次のように集計期間を分けて、計算してください。**

2013年9月1日 ～ 2014年3月31日 までの計算

2014年4月1日 ～ 2014年8月31日 までの計算

また、本則計算を選んだ場合、一部の取引には5%の消費税が含まれる場合がありますが、その場合、仕訳において11の区分を入れることにより各種の集計欄では、区分表示が出来るようにしています。4月1日以降の会計では8%区分の計算になりますので、5%部分については区分表示された集計金額に基づいて別途調整計算をしてください。

借方科目コード 補助科目コード	借方金額 消費税区分	貸方科目コード 補助科目コード	貸方金額 消費税区分
155170 事/賃借料 <input type="checkbox"/>	10,800 1課 税	11020 現金	10,800
255170 事/賃借料 <input type="checkbox"/>	603,000 11課 税5%	11020 現金	603,000

### 【補足】

非営利法人では事実上5%課税売上が無いこと、また、5%の課税仕入はあるけどその割合は非常に少ないことなどを考慮した上で、「らくらく会計」では運用時のシンプルさを維持するために消費税の改訂期日による区分けにするようにしました。これにより、消費税に係る設定や仕訳は一切変更することなく運用できます。

## 2 簡易計算での運用

### 簡易計算をするための設定

初期設定メニュー ⇒ 会計期首 簡易計算を選択します。

### 科目の既定値を設定

初期設定メニュー ⇒ 勘定科目の設定の**消費税の欄** に設定します。

次の例のように課税仕入に係る科目に、既定値を設定してください。

科目コード	科目名	FlgA	FlgB	FlgC	小科目	補助科目	FlgG	FlgH	消費税
50130	正会員受取会費	0	2	1					
50140	特別会員受取会費	0	2	1					
50150	賛助会員受取会費	0	2	1					
50180	受取会費計	3	2	1					
50170	新技術講習会	0	2	1					5
50175	共同仕入商品	0	2	1					1
50900	事業収益計	3	2	1					
51000	受取国庫補助金	0	2	1					
51010	受取地方公共団体補助金	0	2	1					
51020	受取民間補助金	0	2	1					
51030	受取国庫助成金	0	2	1					
51040	受取地方公共団体助成金	0	2	1					

**【小科目の設定】**  
 ① 集計科目のFlgAを「1」にする。  
 ② 小科目に「1」をつける。

**【補助科目の設定】**  
 ① 補助科目に「1」をつける。

**【消費税区分】**  
 空白 消費税対象外の科目  
 0 非課税科目  
 1 みなし仕入率90%  
 2 みなし仕入率80%  
 3 みなし仕入率70%  
 4 みなし仕入率60%  
 5 みなし仕入率50%

こので、設定する既定値は仕訳入力画面で、個別に変更することができます。

消費税の区分は、次の通りです。

【消費税区分】	
空白	消費税対象外の科目
0	非課税科目
1	みなし仕入率90%
2	みなし仕入率80%
3	みなし仕入率70%
4	みなし仕入率60%
5	みなし仕入率50%

#### 【補足】

簡易計算は課税売上のみで計算しますので、消費税区分の設定は**課税売上科目のみ**です。

## 仕訳の方法

仕訳を行うと、あらかじめ設定した消費税区分の番号が出ます。

消費税区分を変更したい場合は、消費税区分の数値を変更してください。

金額は税込金額で仕訳を行ってください。

借方科目コード 補助科目コード	借方金額 消費税区分	貸方科目コード 補助科目コード	貸方金額 消費税区分
111020 現金	5,400,000	50175 共同仕入商品	5,400,000
			1 仕入率90%
211020 現金	1,080,000	50170 新技術講習会	1,080,000
			5 仕入率50%

## 消費税計算の出力

メインメニュー ⇒ 消費税計算のボタンを押すと次の画面になります。

この画面で、集計期間と、出力帳票の選択を行って、“実行”ボタンを押します。

The screenshot shows a software window titled 'syohizei2'. It contains date selection fields for '自' (From) and '至' (To). The '自' field is set to 2014年4月1日, and the '至' field is set to 2015年3月31日. There are two buttons: a green '実行' (Execute) button and a '開じる(C)' (Close) button. Below the date fields is a '選択' (Select) section with two radio button options: '消費税集計一覧表' (Selected) and '消費税取引明細書'.

### 【重要な注意】

- ✚ 会計期首が4月1日の場合は、特に問題はありませんが、例えば会計期首が9月1日の場合は、消費税計算の集計期間を  
2013年9月1日 ～ 2014年3月31日 までの計算  
2014年4月1日 ～ 2014年8月31日 までの計算  
のように分けて計算して、合計してください。
- ✚ 非営利法人の会計では、2014年4月1日以降の取引において、5%の課税売上は無いことを前提にしていますので、もしある場合は、勘定科目において  
売上 (5%) のように区別して仕訳を行って、補正してください。

## 科目別の集計例

消費税計算に係わる売上科目の集計一覧表は次のようになります。

### 簡易消費税計算(1)

2014年4月1日から2015年3月31日まで

一般社団法人 あいうえお								
簡易消費税計算								
コード	科目名	課税対象外	非課税	仕入率90%	仕入率80%	仕入率70%	仕入率60%	仕入率50%
50170	新技術講習会							1,080,000
50175	共同仕入商品			5,400,000				
	合計(税込)			5,400,000				1,080,000
			合計(税抜)	5,000,000				1,000,000
			課税対象額(税抜)	500,000				500,000
			消費額	40,000				40,000

## 消費税取引明細書

消費税に係わる仕訳の明細書が出力できます。

### 簡易消費税計算(2)

2014年4月1日から2015年3月31日まで

一般社団法人 あいうえお					
簡易消費税計算					
日付	コード	科目名	摘要名	税込金額	課税区分
14/04/09	50170	新技術講習会		1,080,000	仕入率50%
14/04/09	50175	共同仕入商品		5,400,000	仕入率90%
				6,480,000	

### 3 本則計算での運用

#### 本則計算をするための設定

初期設定メニュー ⇒ 会計期首 本則計算を選択します。

ライセンスキー登録 開じる

---

#### 会計期首

2013/04/01 職印 1

例) 1999/04/01 職印 2

職印 3

職印 4

職印 5

印刷時の表示選択

和暦表示

西暦表示

消費税計算の選択

本則計算

簡易計算

しない

消費税計算の説明はここをダブルクリック

ユーザーパスワード(4桁の数値)

見るだけパスワード(5桁の数値)

現預金入力ボタン

表示する  表示しない

## 科目設定のための消費税区分について

らくらく会計では、運用時におけるシンプルさを優先させるために、税率による消費税区分の細分化は行わず、次のように従来と同じ区分としています。

ただし、5%課税仕入がある場合は、仕訳の段階で区分 11 を入れてください。2014 年 4 月 1 日以降の消費税計算は、8%区分のみの計算になります。

【消費税区分】	
空白	消費税対象外の科目
0	非課税科目
1	課税科目
2	課税個別対応科目
3	使途特定の特定収入
4	使途不特定の特定収入
注意	
3, 4は課税仕入に係る特定収入	

税区分は概ね次のようになりますが、具体的には税理士さんに相談してください。

### ✚ 消費税に関係しないものは空白

現金預金、人件費、借入金、預り金、未払金、公租公課、減価償却費などや、人件費支出に指定された補助金など。

### ✚ 非課税科目 0

授業料や受取利息など政策的に課税されないもの

### ✚ 課税科目 1

収入の場合 課税対象となる課税売上（〇〇事業収入）

支出の場合 課税対象となる課税仕入（商品の仕入額や消耗品費などの経費）

### ✚ 個別対応の課税科目 2

個別対応による本則計算を行う場合の課税対象の科目

### ✚ 使途特定の特定収入 3

例) 使途が特定された補助金・寄付金など

### ✚ 使途不特定の特定収入 4

使途が特定されていない補助金・寄付金・会費収入など

### ✚ その他 5

個別対応における非課税売上に対応しない課税仕入の場合、あるいは課税に関係しない特定収入など、仕訳上区別したい場合の区分で、省略しても計算には影響はありません。

## 消費税区分の設定例

仕訳をするときに区分の変更できますので、おもに属する区分を設定してください。

勘定科目(B/S,P/L)   資金収支の科目(C/F)		FlgA	FlgB	FlgC	小科目	補助科目	FlgG	FlgH	消費税
50000	I 一般正味財産増減の部	9	2	1					
50010	1. 経常増減の部	9	2	1					
50020	(1)経常収益	9	2	1					
50030	基本財産受取利息	0	2	1					0
50040	基本財産受取配当金	0	2	1					0
50050	基本財産受取賃貸料	0	2	1					0
50060	基本財産運用益計	3	2	1					
50070	特定資産受取利息	0	2	1					0
50080	特定資産受取配当金	0	2	1					
50090	特定資産受取賃貸料	0	2	1					
50100	特定資産運用益計	3	2	1					
50110	受取入会金	0	2	1					
50120	受取入会金計	3	2	1					
50130	正会員受取会費	0	2	1					
50140	特別会員受取会費	0	2	1					4
50150	賛助会員受取会費	0	2	1					4
50160	受取会費計	3	2	1					
50170	〇〇事業収益	0	2	1					1
50900	事業収益計	3	2	1					
51000	受取国庫補助金	0	2	1					
51010	受取地方公共団体補助金	0	2	1					3
51020	受取民間補助金	0	2	1					3
51030	受取国庫助成金	0	2	1					3
51040	受取地方公共団体助成金	0	2	1					3
51050	受取民間助成金	0	2	1					3
51060	受取補助金等振替額	0	2	1					3
51070	受取補助金等計	3	2	1					3

### 【補足】

- ✚ 実際の仕訳において、ここで設定した区分は自由に変更が出来ます。
- ✚ 課税支出に係わないその他の特定収入の設定は不要です。

## 仕訳の方法

通常に仕訳を行うと、あらかじめ設定した消費税区分の番号が出ます。消費税区分を変更したい場合は、消費税区分を変更してください。

金額は税込金額で仕訳を行ってください。

人件費の補助金収入や人件費、交際費など消費税に関係しない科目は消費税区分を空白にしてください。

借方科目コード 補助科目コード	借方金額 消費税区分	貸方科目コード 補助科目コード	貸方金額 消費税区分
111030 預金1	3,000,000	51040 受取地方公共団体助成金	3,000,000
			3使途特定
211020 現金	108,000	50170 ○○事業収益	108,000
			1課税
356090 管/旅費交通費	54,000	11020 現金	54,000
	1課税		
455020 事/給料手当	1,000,000	11030 預金1	1,000,000

## 消費税計算の出力

メインメニュー ⇒ 消費税計算のボタンを押すと次の画面になります。

この画面で、集計期間を設定して、“実行” ボタンを押します。

自 2014 年 4 月 1 日

至 2015 年 3 月 31 日

実行

閉じる(O)

### 【重要な注意】

- ✚ 会計期首が9月1日の場合は、消費税計算の集計期間を  
2013年9月1日 ～ 2014年3月31日 までの計算  
2014年4月1日 ～ 2014年8月31日 までの計算  
のように分けて計算して、合計してください。
- ✚ 非営利法人の会計では、2014年4月1日以降の取引において、5%の課税売上は無いことを前提にしていますので、もしある場合は、消費税区分を11にして仕訳を行って、別途5%での計算を行ってください。

## 消費税区分の一括設定

消費税の区分は、仕訳の入力時点で行うことを原則としていますが、年度の途中から消費性計算を行う場合は、

- ① 初期設定画面で、消費税計算の選択
- ② 勘定科目の設定画面で、消費税の区分を設定
- ③ 仕訳入力 ⇒ 補助作業 の画面を開いて、8 消費税区分の一括設定 を実行する。

以上の操作で、既に入力済みの仕訳も一括で消費税区分の設定が出来ます。

**8 消費税区分の一括設定**

一括設定の実行

期間範囲

2014/04/01 から

2015/03/31 まで

選択

設定

解除

すべて解除

消費税区分コードを入力

0 ~ 4

消費税区分の一括変更

一括変更の実行

### 【重要な注意】

- ✚ この作業を行うと、既に入力済みの消費税区分が既定値に変わりますので、安易に行わないでください。
- ✚ この処理を実行する前に必ず時系列でのデータのバックアップコピーを取ってから行ってください。

## 出力例

後で説明している消費税本則計算の実行例を見てください。

## 4 本則計算での実行例

本則計算は、**仮受けた消費税**から**仮払した消費税**を差し引いた金額が納付すべき消費税になります。しかし、多くの非営利法人の場合は、課税売上比率が低い場合や特定収入の割合が高いために仕入（経費支出）に係る消費税がすべて控除されるものではありません。

以下の説明は、齋藤力夫先生編著「非営利法人の消費税第6版」中央経済社の186ページから197ページまでの演習例題に対応する内容で行っています。なお、非営利法人の消費税計算については、同書の熟読をお願いします。

下記の仕訳例は、次のような科目で仕訳を行い、消費税区分で内容を分けています。

### 収入科目

- ・ 課税売上（収入）は、“事業収益”で行っています。
- ・ 非課税収入は、“受取利息”で行っていますが、一部は、“事業収益”で区分を0にしていますので、例えば学校法人の場合、非課税収入である“授業料収入”などに読み替えてください。
- ・ 特定収入は、“会費収入”、“補助金収入”の科目を使い、消費税区分で区分けをしています。

### 支出（仕入）科目

- ・ 消費税に関係しない科目は、すべて“給与手当”の科目としています。実際の仕訳において、例えば“減価償却費”、“〇〇引当金繰入”等の場合、消費税区分は空白にしてください。
- ・ 消費税に関係する科目は、すべて“消耗品費”の科目として、**消費税区分**で仕入内容を区分しています。例えば、1は通常の課税仕入、2は個別対応をする場合の課税仕入、5は個別対応方式の場合の非課税収入に対応する課税仕入となりますが、計算には関係しないので、空白にしても構いません。

1			50130 会費収入	700,000	使途不特定
				4使途不特定	
2			50190 補助金収入	200,000	使途特定
				3使途特定	
3			50190 補助金収入	300,000	課税収入に対応する課税仕入のみ
				2個別対応	
4			50030 受取利息	1,000,000	非課税
				0非課税	
5			50170 事業収益	6,300,000	課税売上
				1課税	
655020	事/給料手当	5,000,000			対象外
755120	事/消耗品費	1,050,000			非課税に対応する課税仕入
		5その他			
855120	事/消耗品費	1,050,000			課税仕入
		1課税			
955120	事/消耗品費	2,100,000			課税収入に対応する仕入のみ
		2個別対応			
10			11020 現金	700,000	

【1】 課税売上割合 95%以上の場合

課税売上割合が高く、特定収入が多い場合の例です。

1			50190	補助金収入	1,800,000	課税仕入のみに使用
2			50300	受取寄付金	1,000,000	用途が特定されていない
3			50170	事業収益	100,000	非課税売上
4			50170	事業収益	3,150,000	課税売上
5	55020	事/給料手当	4,000,000			課税外仕入
6	655120	事/消耗品費	4,200,000			課税仕入
7			11020	現金	2,150,000	

計算基礎データ

収入・売上

(0) 非課税売上  税抜(1b)

(1) 課税売上

課税仕入れに係わる特定収入

(2) 課税個別対応

(3) 使途特定収入

(4) 使途不特定収入

支出・仕入

(5) 課税仕入

(6) 課税個別対応

課税売上割合(X)  =  (1b) /  (0)+(1b) × 100

特定収入割合(Y)  =  (2)+(3)+(4) /  (0)+(1b)+(2)+(3)+(4) × 100

調整割合(Z)  =  (4) /  (0)+(1b)+(4) × 100

注  
課税売上割合(X)・・・95%以上の場合はX=1として右側の計算をします。  
特定収入割合(Y)・・・5%超か否かの計算です。右側①～⑤には直接使用しません。

課税売上95%未満の場合の選択

一括比例配分方式A

個別対応方式B

(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式[B]が有効

課税標準額(1000未満切捨て)

① 課税売上に係る税額 課税標準額\*4/100

② 通常の控除仕入税額(一括比例)

(5+6)/1.05×0.04×[X]

③ 使途特定の特定収入に係る仕入税額(一括比例)

(3+2)/1.05×0.04×[X]

④ 使途不特定の特定収入に係る仕入税額(調整割合)

(2-3)×[Z]

⑤ 控除仕入税額 ②-③-④

⑥ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て

⑦ 地方消費税 ⑥\*25%

⑧ 消費税合計額 ⑥+⑦

## 【2】 課税売上割合 95%以上で一般特定収入のみの場合

1と同じ例ですが、用途が課税仕入に特定された特定収入が無い場合の例です。

1			50130	会費収入	3,000,000	用途不特定の特定収入
					4	用途不特定
2			50340	受取利息	300,000	非課税
					0	非課税
3			50170	事業収益	7,350,000	課税売上
					1	課税
456020	管/給料手当	6,000,000				対象外仕入
555120	事/消耗品費	4,200,000				課税仕入
		1				課税
6			11020	現金	-450,000	

### 計算基礎データ

#### 収入・売上

(0) 非課税売上  税抜(1b)  
 (1) 課税売上

#### 課税仕入れに係る特定収入

(2) 課税個別対応   
 (3) 用途特定収入   
 (4) 用途不特定収入

#### 支出・仕入

(5) 課税仕入   
 (6) 課税個別対応

課税売上割合(X) =  $\frac{(1b)}{(0)+(1b)} \times 100 = \frac{7,000,000}{7,300,000} \times 100 = 95.89041$

特定収入割合(Y) =  $\frac{(2)+(3)+(4)}{(0)+(1b)+(2)+(3)+(4)} \times 100 = \frac{3,000,000}{10,300,000} \times 100 = 29.12621$

調整割合(Z) =  $\frac{(4)}{(0)+(1b)+(4)} \times 100 = \frac{3,000,000}{10,300,000} \times 100 = 29.12621$

注) 課税売上割合(X)・・・95%以上の場合はX=1として右側の計算をします。  
 特定収入割合(Y)・・・5%超か否かの計算です。右側①～⑤には直接使用しません。

#### 課税売上95%未満の場合の選択

一括比例配分方式A  
 個別対応方式B

(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式[B]が有効

課税標準額(1000未満切捨て)

① 課税売上に係る税額 課税標準額\*4/100

② 通常の控除仕入税額(一括比例)

③ 用途特定の特定収入に係る仕入税額(一括比例)

④ 用途不特定の特定収入に係る仕入税額(調整割合)

(②-③)×Z

⑤ 控除仕入税額 ②-③-④

⑥ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て

⑦ 地方消費税 ⑥\*25%

⑧ 消費税合計額 ⑥+⑦

### 【3】 課税売上割合 95%未満で一括比例方式の場合

非課税収入が 5%超、特定収入の割合が 5%以下である場合の例です。

1			50130	会費収入	400,000	4 使途不特定	使途不特定収入
2			50030	受取利息	5,000,000	0 非課税	非課税収入
3			50170	事業収益	4,200,000	1 課税	課税売上
455020	事/給料手当	5,000,000					課税対象外
555120	事/消耗品費	6,300,000					課税仕入
6			11020	現金	1,700,000		

計算基礎データ

収入・売上

(0) 非課税売上	5,000,000	税抜(1b)	
(1) 課税売上	4,200,000		4,000,000

課税仕入れに係る特定収入

(2) 課税個別対応	0
(3) 使途特定収入	0
(4) 使途不特定収入	400,000

支出・仕入

(5) 課税仕入	6,300,000
(6) 課税個別対応	0

課税売上割合(X) =  $\frac{(0)+(1b)}{(0)+(1b)} \times 100 = \frac{5,000,000}{9,000,000} \times 100 = 44.4444$

特定収入割合(Y) =  $\frac{(2)+(3)+(4)}{(0)+(1b)+(2)+(3)+(4)} \times 100 = \frac{400,000}{9,400,000} \times 100 = 4.25532$

調整割合(Z) =  $\frac{(4)}{(0)+(1b)+(4)} \times 100 = \frac{400,000}{9,400,000} \times 100 = 4.25532$

課税売上85%未満の場合の選択

一括比例配分方式A

個別対応方式B

(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式Bが有効

課税標準額(1000未満切捨て) = 4,000,000

① 課税売上に係る税額 課税標準額\*4/100 = 160,000

② 通常の控除仕入税額(一括比例)  $\frac{(5+6)}{1.05} \times 0.04 \times D1 = 106,666$

③ 使途特定の特定収入に係る仕入税額(一括比例)  $\frac{(3+2)}{1.05} \times 0.04 \times D1 = 0$

④ 使途不特定の特定収入に係る仕入税額(調整割合)  $(2-3) \times Z = 0$

⑤ 控除仕入税額 ②-③-④ = 106,666

⑥ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て = 53,300

⑦ 地方消費税 ⑥\*25% = 13,300

⑧ 消費税合計額 ⑥+⑦ = 66,600

注) 課税売上割合(X)・・・95%以上の場合はX=1として右側の計算をします。  
 特定収入割合(Y)・・・5%超か否かの計算です。右側①～⑤には直接使用しません。

#### 【4】課税売上割合 95%未満で個別対応方式

3の例と同じであるが、個別対応方式の場合の例です。

1			50130	会費収入	400,000	4	使途不特定収入
2			50030	受取利息	5,000,000	0	非課税収入
3			50170	事業収益	4,200,000	1	課税売上
455020	事/給料手当	5,000,000					課税対象外
555120	事/消耗品費	1,890,000					非課税対応に対応する課税仕入
		5		その他			
655120	事/消耗品費	1,260,000					課税
		1		課税			
755120	事/消耗品費	3,150,000					個別課税
		2		個別対応			
8			11020	現金	1,700,000		

#### 計算基礎データ

##### 収入・売上

(0) 非課税売上	5,000,000	税抜(1b)
(1) 課税売上	4,200,000	4,000,000

##### 課税仕入れに係る特定収入

(2) 課税個別対応	0
(3) 使途特定収入	0
(4) 使途不特定収入	400,000

##### 支出・仕入

(5) 課税仕入	1,260,000
(6) 課税個別対応	3,150,000

課税売上割合(X) =  $\frac{(1b)}{(0)+(1b)} \times 100$   
 $44.4444 = \frac{4,000,000}{9,000,000} \times 100$

特定収入割合(Y) =  $\frac{(2)+(3)+(4)}{(0)+(1b)+(2)+(3)+(4)} \times 100$   
 $4.25532 = \frac{400,000}{9,400,000} \times 100$

調整割合(Z) =  $\frac{(4)}{(0)+(1b)+(4)} \times 100$   
 $4.25532 = \frac{400,000}{9,400,000} \times 100$

注)  
 課税売上割合(X)・・・95%以上の場合はX=1として右側の計算をします。  
 特定収入割合(Y)・・・5%超か否かの計算です。右側①～⑤には直接使用しません。

##### 課税売上95%未満の場合の選択

- 一括比例配分方式A  
 個別対応方式B

(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式Bが有効

課税標準額(1000未満切捨て) **4,000,000**

① 課税売上に係る税額 税込課税収入\*4/105 **160,000**

② 通常の控除仕入税額(個別対応)  
 個別対応の部分 **141,333**  
 課税割合での配分の部分 **120,000**  
**21,333**

③ 使途特定の特定収入に係る仕入税額(個別対応)  
 個別対応の部分 **0**  
 課税割合での配分の部分 **0**

④ 使途不特定の特定収入に係る仕入税額(調整割合) **0**

⑤ 控除仕入税額 ②-③-④ **141,333**

⑥ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て **18,600**

⑦ 地方消費税 ⑥\*25% **4,600**

⑧ 消費税合計額 ⑥+⑦ **23,200**

【5】課税売上割合 95%未満、特定収入 5%超で一括比例配分の場合

1			50130	会費収入	2,000,000	4	2,000,000	非課税
2			50030	受取利息	3,500,000	0	3,500,000	非課税
3			50170	事業収益	4,200,000	1	4,200,000	課税売上
4	55020	事/給料手当			5,000,000			対象外
5	55120	事/消耗品費			6,300,000			課税仕入
6			11020	現金	1,600,000			

計算基礎データ

収入・売上

(0) 非課税売上	3,500,000	税抜(1b)
(1) 課税売上	4,200,000	4,000,000

課税仕入れに係る特定収入

(2) 課税個別対応	0
(3) 使途特定収入	0
(4) 使途不特定収入	2,000,000

支出・仕入

(5) 課税仕入	6,300,000
(6) 課税個別対応	0

課税売上割合(X) =  $\frac{(1b)}{(0)+(1b)} \times 100 = \frac{4,000,000}{7,500,000} \times 100 = 53.33333$

特定収入割合(Y) =  $\frac{(2)+(3)+(4)}{(0)+(1b)+(2)+(3)+(4)} \times 100 = \frac{2,000,000}{9,500,000} \times 100 = 21.05263$

調整割合(Z) =  $\frac{(4)}{(0)+(1b)+(4)} \times 100 = \frac{2,000,000}{9,500,000} \times 100 = 21.05263$

注) 課税売上割合(X)・・・95%以上の場合はX=1として右側の計算をします。  
 特定収入割合(Y)・・・5%超か否かの計算です。右側①～⑤には直接使用しません。

課税売上95%未満の場合の選択

- 一括比例配分方式A
- 個別対応方式B

(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式Bが有効

課税標準額(1000未満切捨て) **4,000,000**

① 課税売上に係る税額  $\frac{\text{課税標準額} \times 4}{100}$  **160,000**

② 通常の控除仕入税額(一括比例)  $\frac{(5+6)}{1.05} \times 0.04 \times D$  **127,999**

③ 使途特定の特定収入に係る仕入税額(一括比例)  $\frac{(3+2)}{1.05} \times 0.04 \times D$  **0**

④ 使途不特定の特定収入に係る仕入税額(調整割合)  $(\text{②}-\text{③}) \times Z$  **26,947**

⑤ 控除仕入税額 ②-③-④ **101,052**

⑥ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て **58,900**

⑦ 地方消費税 ⑥\*25% **14,700**

⑧ 消費税合計額 ⑥+⑦ **73,600**

【6】課税売上割合 95%未満、特定収入 5%超で一括比例配分の場合

5と同じ条件であるが、課税仕入のみに用途が限定された特定収入がある場合

1			50130	会費収入	1,500,000	用途不特定の特定収入
					4	用途不特定
2			50190	補助金収入	1,000,000	課税仕入のみに使用する特定収入
					3	用途特定
3			50030	受取利息	3,500,000	非課税
					0	非課税
4			50170	事業収益	4,200,000	課税売上
					1	課税
5	55020	事/給料手当	5,000,000			対象外
6	655120	事/消耗品費	6,300,000			課税仕入
					1	課税
7			11020	現金	1,100,000	

計算基礎データ

収入・売上

(0) 非課税売上 3,500,000 税抜(1b)

(1) 課税売上 4,200,000 4,000,000

課税仕入に係る特定収入

(2) 課税個別対応 0

(3) 用途特定収入 1,000,000

(4) 用途不特定収入 1,500,000

支出・仕入

(5) 課税仕入 6,300,000

(6) 課税個別対応 0

課税売上割合(X) =  $\frac{(0)+(1b)}{(1b)} \times 100 = \frac{7,500,000}{4,000,000} \times 100 = 53.33333$

特定収入割合(Y) =  $\frac{(2)+(3)+(4)}{(0)+(1b)+(2)+(3)+(4)} \times 100 = \frac{2,500,000}{10,000,000} \times 100 = 25.00000$

調整割合(Z) =  $\frac{(4)}{(0)+(1b)+(4)} \times 100 = \frac{1,500,000}{9,000,000} \times 100 = 16.66667$

課税売上95%未満の場合の選択

一括比例配分方式A

個別対応方式B

(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式[B]が有効

課税標準額(1000未満切捨て) 4,000,000

① 課税売上に係る税額 課税標準額\*4/100 160,000

② 通常の控除仕入税額(一括比例)  $(5+6)/1.05 \times 0.04 \times [X]$  127,999

③ 用途特定の特定収入に係る仕入税額(一括比例)  $(3+2)/1.05 \times 0.04 \times [X]$  20,317

④ 用途不特定の特定収入に係る仕入税額(調整割合)  $(2-3) \times [Z]$  17,946

⑤ 控除仕入税額 ②-③-④ 89,736

⑥ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て 70,200

⑦ 地方消費税 ⑥\*25% 17,500

⑧ 消費税合計額 ⑥+⑦ 87,700

注) 課税売上割合(X)...95%以上の場合はX=1として右側の計算をします。  
 特定収入割合(Y)...5%超か否かの計算です。右側①~⑤には直接使用しません。

【7】課税売上割合 95%未満、特定収入 5%超で一括比例配分の場合

6と同じ内容

1			50130	会費収入	1,300,000	使途不特定の特定収入
					4使途不特定	
2			50190	補助金収入	500,000	課税仕入のみに使用する特定収入
					3使途特定	
3			50030	受取利息	2,000,000	非課税
					0非課税	
4			50170	事業収益	5,250,000	課税売上
					1課税	
5	555020	事/給料手当		6,000,000		対象外
6	655120	事/消耗品費		4,200,000		課税仕入
				1課税		
7			11020	現金	1,150,000	

計算基礎データ

収入・売上

(0) 非課税売上	2,000,000	税振(1b)	
(1) 課税売上	5,250,000		5,000,000

課税仕入に係る特定収入

(2) 課税個別対応	0
(3) 使途特定収入	500,000
(4) 使途不特定収入	1,300,000

支出・仕入

(5) 課税仕入	4,200,000
(6) 課税個別対応	0

課税売上割合(X) =  $\frac{(0)+(1b)}{(1b)}$  =  $\frac{7,000,000}{5,000,000} \times 100$  = 71.42857

特定収入割合(Y) =  $\frac{(2)+(3)+(4)}{(0)+(1b)+(2)+(3)+(4)}$  =  $\frac{1,800,000}{8,800,000} \times 100$  = 20.45455

調整割合(Z) =  $\frac{(4)}{(0)+(1b)+(4)}$  =  $\frac{1,300,000}{8,300,000} \times 100$  = 15.66265

注) 課税売上割合(X)・・・95%以上の場合はX=1として右側の計算をします。  
 特定収入割合(Y)・・・5%超か否かの計算です。右側①～⑤には直接使用しません。

課税売上95%未満の場合の選択

- 一括比例配分方式A
- 個別対応方式B

(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式[B]が有効

課税標準額(1000未満切捨て) = 5,000,000

① 課税売上に係る税額  $\frac{\text{課税標準額} \times 4}{100}$  = 200,000

② 通常の控除仕入税額(一括比例)  $\frac{\text{課税標準額} \times 4}{100}$  = 114,285

③ 使途特定の特定収入に係る仕入税額(一括比例)  $\frac{(5+6)}{1.05 \times 0.04} \times [X]$  = 13,605

④ 使途不特定の特定収入に係る仕入税額(調整割合)  $\frac{(3+2)}{1.05 \times 0.04} \times [Z]$  = 15,769

⑤ 控除仕入税額 ②-③-④ = 84,911

⑥ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て = 115,000

⑦ 地方消費税 ⑥\*25% = 28,700

⑧ 消費税合計額 ⑥+⑦ = 143,700

【8】課税売上割合 95%未満、特定収入 5%超で個別対応方式の場合

課税売上に対応した課税仕入に用途が限定された特定収入がある場合の例です。

1			50130	会費収入	700,000	用途不特定
2			50190	補助金収入	200,000	用途特定
3			50190	補助金収入	300,000	課税収入に対応する課税仕入のみ
4			50030	受取利息	1,000,000	非課税
5			50170	事業収益	6,300,000	課税売上
655020	事/給料手当	5,000,000				対象外
755120	事/消耗品費	1,050,000				非課税に対応する課税仕入
		5	その他			
855120	事/消耗品費	1,050,000				課税仕入
		1	課税			
955120	事/消耗品費	2,100,000				課税収入に対応する仕入のみ
		2	個別対応			
10			11020	現金	700,000	

計算基礎データ

収入・売上

(0) 非課税売上 1,000,000 税抜(1b)

(1) 課税売上 6,300,000 6,000,000

課税仕入れに係る特定収入

(2) 課税個別対応 300,000

(3) 用途特定収入 200,000

(4) 用途不特定収入 700,000

支出・仕入

(5) 課税仕入 1,050,000

(6) 課税個別対応 2,100,000

課税売上割合(X) =  $\frac{(0)+(1b)}{(0)+(1b)} \times 100 = \frac{7,000,000}{8,200,000} \times 100 = 85.71429$

特定収入割合(Y) =  $\frac{(2)+(3)+(4)}{(0)+(1b)+(2)+(3)+(4)} \times 100 = \frac{1,200,000}{8,200,000} \times 100 = 14.63415$

調整割合(Z) =  $\frac{(4)}{(0)+(1b)+(4)} \times 100 = \frac{700,000}{7,700,000} \times 100 = 9.09091$

課税売上95%未満の場合の選択

一括比例配分方式A

個別対応方式B

(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式Bが有効

課税標準額(1000未満切捨て) 6,000,000

① 課税売上に係る税額 税込課税収入\*4/105 240,000

② 通常の控除仕入税額(個別対応) 114,285

個別対応の部分 80,000

課税割合での配分部分 34,285

③ 用途特定の特定収入に係る仕入税額(個別対応) 17,958

個別対応の部分 11,428

課税割合での配分部分 6,530

④ 用途不特定の特定収入に係る仕入税額(調整割合) 8,757

⑤ 控除仕入税額 ②-③-④ 87,570

⑥ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て 152,400

⑦ 地方消費税 ⑥\*25% 38,100

⑧ 消費税合計額 ⑥+⑦ 190,500

注)  
 課税売上割合(X)・・・95%以上の場合はX=1として右側の計算をします。  
 特定収入割合(Y)・・・5%超か否かの計算です。右側①～⑤には直接使用しません。

【9】課税売上割合 95%未満、特定収入 5%超で個別対応方式の場合

非課税収入が 5%超、特定収入 5%超の場合

1			50130 会費収入	3,000,000	4 使途不特定	3,000,000	使途不特定の特定収入
2			50170 事業収益	5,000,000	0 非課税	5,000,000	非課税売上
3			50170 事業収益	6,300,000	1 課税	6,300,000	課税売上
4	456020 管/給料手当	7,000,000					課税対象外
5	555120 事/消耗品費	1,050,000					非課税に対する課税仕入
6	655120 事/消耗品費	3,150,000					課税仕入
7	755120 事/消耗品費	2,100,000					課税収入に対する課税仕入
8			11020 現金			-1,000,000	

計算基礎データ

収入・売上

(0) 非課税売上 5,000,000 税抜(1b)  
 (1) 課税売上 6,300,000 6,000,000

課税仕入れに係る特定収入

(2) 課税個別対応 0  
 (3) 使途特定収入 0  
 (4) 使途不特定収入 3,000,000

支出・仕入

(5) 課税仕入 3,150,000  
 (6) 課税個別対応 2,100,000

課税売上割合(X) =  $\frac{(1b)}{(0)+(1b)} \times 100 = \frac{6,000,000}{11,000,000} \times 100 = 54.54545$

特定収入割合(Y) =  $\frac{(2)+(3)+(4)}{(0)+(1b)+(2)+(3)+(4)} \times 100 = \frac{3,000,000}{14,000,000} \times 100 = 21.42857$

調整割合(Z) =  $\frac{(4)}{(0)+(1b)+(4)} \times 100 = \frac{3,000,000}{14,000,000} \times 100 = 21.42857$

(注)  
 課税売上割合(X)・・・95%以上の場合はX=1として右側の計算をします。  
 特定収入割合(Y)・・・5%超か否かの計算です。右側①～⑤には直接使用しません。

課税売上95%未満の場合の選択

一括比例配分方式A

個別対応方式B

(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式[B]が有効

課税標準額(1000未満切捨て)	6,000,000
① 課税売上に係る税額 税込課税収入*4/105	240,000
② 通常の控除仕入税額(個別対応)	145,454
個別対応の部分	80,000
課税割合での配分の部分	65,454
③ 使途特定の特定収入に係る仕入税額(個別対応)	0
個別対応の部分	0
課税割合での配分の部分	0
④ 使途不特定の特定収入に係る仕入税額(調整割合)	31,168
⑤ 控除仕入税額 ②-③-④	114,286
⑥ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て	125,700
⑦ 地方消費税 ⑥*25%	31,400
⑧ 消費税合計額 ⑥+⑦	157,100

【10】 課税売上割合 95%未満、特定収入 5%超で一括比例配分方式の場合

9の事例と同様の場合

1			50130	会費収入	3,000,000	使途不特定の特定収入
2			50170	事業収益	5,000,000	非課税売上
3			50170	事業収益	6,300,000	課税売上
4	56020	管/給料手当			7,000,000	課税対象外
5	55120	事/消耗品費			6,300,000	課税収入に対する課税仕入
6			11020	現金	-1,000,000	

計算基礎データ

収入・売上

(0) 非課税売上	5,000,000	税振(1b)
(1) 課税売上	6,300,000	6,000,000

課税仕入れに係わる特定収入

(2) 課税個別対応	0
(3) 使途特定収入	0
(4) 使途不特定収入	3,000,000

支出・仕入

(5) 課税仕入	6,300,000
(6) 課税個別対応	0

課税売上割合(X) =  $\frac{(1b)}{(0)+(1b)} \times 100 = \frac{6,000,000}{11,000,000} \times 100 = 54.54545$

特定収入割合(Y) =  $\frac{(2)+(3)+(4)}{(0)+(1b)+(2)+(3)+(4)} \times 100 = \frac{3,000,000}{14,000,000} \times 100 = 21.42857$

調整割合(Z) =  $\frac{(4)}{(0)+(1b)+(4)} \times 100 = \frac{3,000,000}{14,000,000} \times 100 = 21.42857$

注) 課税売上割合(X)・・・95%以上の場合はX=1として右側の計算をします。  
 特定収入割合(Y)・・・5%超か否かの計算です。右側①～⑥には直接使用しません。

課税売上95%未満の場合の選択

- 一括比例配分方式A
- 個別対応方式B

(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式[B]が有効

課税標準額(1000未満切捨て) **6,000,000**

① 課税売上に係る税額 $\frac{\text{課税標準額} \times 4}{100}$	240,000
② 通常の控除仕入税額(一括比例) $\frac{(5+6)}{1.05 \times 0.04} \times DQ$	130,909
③ 使途特定の特定収入に係る仕入税額(一括比例) $\frac{(3+2)}{1.05 \times 0.04} \times DQ$	0
④ 使途不特定の特定収入に係る仕入税額(調整割合) $(2 - 3) \times Z$	28,051
⑤ 控除仕入税額 ②-③-④	102,858

⑥ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て	137,100
⑦ 地方消費税 ⑥*25%	34,200
⑧ 消費税合計額 ⑥+⑦	171,300

【11】 課税売上割合 95%未満、特定収入 5%超で個別対応方式の場合

非課税収入が 5%超、特定収入が 5%超の場合

1			50300	受取寄付金	1,800,000	使途不特定の特定収入
					4	使途不特定
2			50190	補助金収入	1,200,000	課税仕入のみに使用する特定収入
					3	使途特定
3			50170	事業収益	3,000,000	非課税売上
					0	非課税
4			50170	事業収益	4,200,000	課税売上
					1	課税
5	55020	事/給料手当	5,500,000			
6	655120	事/消耗品費	2,650,000			課税仕入
			1	課税		
7	755120	事/消耗品費	2,100,000			課税収入に対する課税仕入
			2	個別対応		
8			11020	現金	50,000	

計算基礎データ

収入・売上

(0) 非課税売上	3,000,000	税抜(1b)	
(1) 課税売上	4,200,000		4,000,000

課税仕入に係わる特定収入

(2) 課税個別対応	0
(3) 使途特定収入	1,200,000
(4) 使途不特定収入	1,800,000

支出・仕入

(5) 課税仕入	2,650,000
(6) 課税個別対応	2,100,000

課税売上割合(X) =  $\frac{(1b)}{(0)+(1b)} \times 100 = \frac{4,000,000}{7,000,000} \times 100 = 57.14286$

特定収入割合(Y) =  $\frac{(2)+(3)+(4)}{(0)+(1b)+(2)+(3)+(4)} \times 100 = \frac{3,000,000}{10,000,000} \times 100 = 30.00000$

調整割合(Z) =  $\frac{(4)}{(0)+(1b)+(4)} \times 100 = \frac{1,800,000}{8,800,000} \times 100 = 20.45455$

注) 課税売上割合(X)・・・95%以上の場合はX=1として右側の計算をします。  
 特定収入割合(Y)・・・5%超か否かの計算です。右側①～④には直接使用しません。

課税売上95%未満の場合の選択

一括比例配分方式A

個別対応方式B

(2a)と(2b)が有効な場合のみ個別対応方式[B]が有効

課税標準額(1000未満切捨て)	4,000,000
① 課税売上に係る税額 税込課税収入*4/105	160,000
② 通常の控除仕入税額(個別対応)	137,686
個別対応の部分	80,000
課税割合での配分の部分	57,686
③ 使途特定の特定収入に係る仕入税額(個別対応)	26,122
個別対応の部分	0
課税割合での配分の部分	26,122
④ 使途不特定の特定収入に係る仕入税額(調整割合)	22,819
⑤ 控除仕入税額 ②-③-④	88,745
⑥ 消費税額①-⑤ 100未満切捨て	71,200
⑦ 地方消費税 ⑥*25%	17,800
⑧ 消費税合計額 ⑥+⑦	89,000